

## 令和8年4月保育所等利用申請のしおり

横浜市のご案内ページはこちら⇒



令和7年度利用保留中の方や、利用中で転園希望の方も、改めて令和8年度の申請が必要です。

「令和8年度 横浜市保育所等利用案内」(以下、「利用案内」)と共に、内容をよくお読みのうえ、申請してください。

## 1 申請期間・申請方法等（利用案内 P12）

### (1)一次申請

申請期間	<p><b>令和7年10月10日（金）～令和7年11月6日（木）</b></p> <p>オンライン申請の場合は23時59分までの送信分、郵送の場合は締切日消印が有効。</p> <p>※希望園の追加・順位変更や不足書類のみ令和7年11月28日（金）（消印有効）</p> <p>※一次申請の締切を過ぎた場合は二次申請の対象となります。</p>
申請方法	<p><b>オンライン</b> マイナポータルからのオンライン申請</p> <p>詳細については、オンライン申請ページ（右記二次元バーコード）をご確認ください。</p> <p>または、横浜市ウェブサイトで「保育所等利用のオンライン申請」とご検索ください。</p> <p><b>郵送</b> <u>〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター宛</u></p> <p>※利用案内に挟み込まれている専用封筒（角形2号）をご利用いただけます。</p> <p><b>窓口</b> 戸塚区役所こども家庭支援課（2階8番窓口）（月～金（祝日除く）午前8時45分～午後5時）</p> <p>以下に該当する場合のみ。該当しない方は窓口での申請はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別に支援を必要とするお子さんの場合（利用案内P4参照）</li> <li>・出生前に申請をする場合（利用案内P13参照）</li> <li>・横浜市外へ転出予定がなく、市外の保育所等の利用を希望する場合（利用案内P14参照）</li> </ul>

## (2) 二次申請

申請期間	令和8年1月6日（火）～令和8年2月10日（火）必着 オンライン申請の場合は23時59分までの送信分が有効。郵送の場合は締切日必着。 ※希望園の追加・順位変更や不足書類の提出についても令和8年2月10日（火）必着。						
申請方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">オンライン</td> <td>マイナポータルからのオンライン申請</td> </tr> <tr> <td>郵送</td> <td>〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 16-17 戸塚区役所こども家庭支援課宛（必着）</td> </tr> <tr> <td>窓口</td> <td>戸塚区役所こども家庭支援課（2階8番窓口）（月～金（祝日除）午前8時45分～午後5時）</td> </tr> </table>	オンライン	マイナポータルからのオンライン申請	郵送	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 16-17 戸塚区役所こども家庭支援課宛（必着）	窓口	戸塚区役所こども家庭支援課（2階8番窓口）（月～金（祝日除）午前8時45分～午後5時）
オンライン	マイナポータルからのオンライン申請						
郵送	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 16-17 戸塚区役所こども家庭支援課宛（必着）						
窓口	戸塚区役所こども家庭支援課（2階8番窓口）（月～金（祝日除）午前8時45分～午後5時）						

### (3)結果通知日程 (利用案内 P20)

一次申請	令和8年2月上旬まで
二次申請	令和8年3月10日前後

## 2 申請に必要な書類（利用案内 P16～19）

利用案内 P16~19 を必ず確認のうえ、必要な書類をすべてご提出ください。

様式は横浜市ウェブサイト（右記二次元バーコード）からダウンロードが可能です。

または、横浜市ウェブサイトで「令和8年度 横浜市 保育所 利用案内」とご検索ください。

※提出書類は返却いたしません。育児休業給付金の手続き等必要な場合、あらかじめコピー等をとったうえでご提出ください。

#### ■ 基準日・利用調整に関する基準等について（利用案内 P21～22）

保育所等の入所選考である利用調整は、原則、基準日時点の状況とそれを証明する書類に基づいて行います。基準日以降に、保護者等の退職・転職や転居、出産等で家族構成が変わるなど、世帯の状況が変わるまたはその可能性があるときは、申請前・申請後にかかわらず、区役所こども家庭支援課へ必ずご相談ください。

有償保育利用状況、就労状況等、ランク・調整指数等の判定を行う基準日は、次のとおりです。

利用開始月	基準日	
令和8年4月	一次利用調整	令和7年9月末日
	二次利用調整	令和8年1月末日



給付認定及び利用調整における基準や考え方について定めている「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」及び「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準の具体的運用について」は、上記の横浜市ウェブサイトからご覧いただけます。

### 3 個別の支援・医療的ケアを必要とするお子さんで入所を希望する方（オンライン・郵送申請対象外）

相談窓口	戸塚区役所こども家庭支援課 2階8番窓口 ※期間内に余裕をもってご来庁ください 申請期間：令和7年10月10日（金）～令和7年11月6日（木）
注意事項	<p>＜個別に支援を必要とするお子さん＞ 障害や重い食物アレルギー、発育・発達の遅れなどその他気になることがあるお子さんは、申請に先立ち、区役所こども家庭支援課の窓口でご相談を受け付けています。申請にあたっては、利用を希望する保育所等を見学していただく必要があります。お子さんが安全に保育所等で過ごすためには、お子さんに必要な支援の内容を保育所等としっかり共有することが大切であるため、<u>お子さんを連れて見学に行くようにしてください。</u></p> <p>＜医療的ケアを必要とするお子さん＞ 事前に園と受入れの調整を行う必要があるため、<u>申請の前に必ず区役所こども家庭支援課にご相談していただくようお願いします。</u></p>

### 4 出生前申請をされる方（利用案内 P13）

4月一次申請のみ出生前の申請を受け付けます。直接、窓口にお越しください。

対象児童	令和8年2月3日（火）までの出生児（予定日が2月3日（火）以降でも申請が可能です。）
追加書類	母子健康手帳の「表紙」及び「分娩（出産）予定日が確認できるページ」のコピー
申請期限	令和7年11月6日（木）（月～金（祝日除く）午前8時45分～午後5時）

※令和8年2月3日（火）までに出産し、令和8年2月10日（火）までに区役所こども家庭支援課に「出生後届出書」の提出が必要です。提出がなかった場合には、利用調整の対象にはなりません。

### 5 戸塚区在住で横浜市外の保育所等を希望する方（利用案内 P14）

利用開始日の前日までの転出予定の有無により、申請方法や申請期限が異なります。

	利用開始日の前日までに転出予定あり	利用開始日の前日までに転出予定なし
申請先	転出先の市区町村	戸塚区役所こども家庭支援課 2階8番窓口
申請期限	転出先の市区町村へお問い合わせください	希望先保育所等のある市区町村締切日の10日前まで

### 6 横浜市外にお住まいで横浜市内の保育所等を希望する方（利用案内 P14）

利用開始日の前日までの転入予定の有無により、申請方法や申請期限が異なります。なお一次申請は、利用開始日の前日までに横浜市に転入する予定がある方が対象となります。横浜市に転入する予定がない方、転入することが分かる書類を提出できない方は二次申請からとなりますのでご注意ください。

	利用開始日の前日までに転入予定あり	利用開始日の前日までに転入予定なし
申請先	戸塚区役所こども家庭支援課 2階8番窓口（持参もしくは郵送）	現在お住まいの市区町村（二次申請から） ※利用調整基準の別表2における「9 保育士等」の要件を満たす場合は、一次申請可能です。
申請期限	横浜市の申請期限と同様	横浜市の締切日の10日前まで

### 7 その他注意事項

- 令和7年度に利用決定し、その保育所等を利用する場合、令和8年4月からの利用申請の取り下げが必要です。（利用案内 P15）
- 転園が内定した場合には、内定を辞退した場合でも元の保育所等に戻ることはできません。（利用案内 P15）
- 利用内定後にやむを得ず辞退した場合でも、保留通知書は交付されません。（利用案内 P15）
- 育児休業給付金は国の制度であるため、ハローワーク等の審査内容については、横浜市にお問い合わせいただいても一切お答えできません。 詳細を確認したい場合には、勤務先やハローワークにお問い合わせください。（利用案内 P22）

«問合せ先»戸塚区役所こども家庭支援課 保育担当

電話：045-866-8467 FAX：045-866-8473 電子メール：to-hoiku@city.yokohama.lg.jp